

令和 6 年度

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収の手引き

新潟市 市民税課

市区町村コード

151009

目 次

1	同封書類、納入場所	1
2	特別徴収の事務	2・3
3	市民税・県民税の課税	4
4	特別徴収税額の算出方法	5
5	控除一覧	5・6
6	退職所得に対する 市民税・県民税の特別徴収	7
7	給与所得者異動届出書 (記載例・様式)	9
8	特別徴収切替依頼書 (記載例・様式)	12
9	特別徴収義務者 所在地・名称等変更届出書	14
10	納入書の記入のしかた	15・16
11	指定通知書	17
12	主な手続き よくあるご質問	裏表紙

個人住民税の定額減税を実施します

- ・ 定額減税対象者は、6月分の特別徴収はありません。
- ・ 同封の税額決定通知書(B4サイズ)には、減税後の金額を記載しています。同通知書のとおり徴収してください。
- ・ 個人の減税額は、圧着式の納税義務者用税額決定通知書に記載しています。

※詳しくは新潟市ホームページをご覧ください



問い合わせ先 特別徴収係

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地(古町ルフル3階)

電話番号 025-226-2253

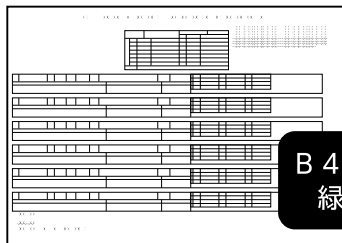
同封書類

今回送付した書類は次のとおりです。再発行はできません。紛失や破損に注意してください。

令和6年度より、eL TAX(電子申請)で給与支払報告書を提出し、下記1・2の正本の受取方法を電子データ希望とした場合、事業主のeL TAXに電子データを配信します。書面での通知書の発行はありません。

事業主用 (正本を紙で希望した事業主のみ)

- 1** 給与所得に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書 (特別徴収義務者用)



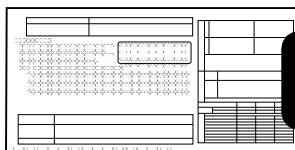
B4サイズ
緑色刷

事業主が従業員から徴収すべき各月の市民税・県民税・森林環境税額を記載しています。事業主が保管してください。

採用・退職などの届出や新たな課税資料などにより、税額などが変更となった場合は、後日「特別徴収税額の変更通知書」を送付します。その後の月割額は同通知書に記載された額を徴収してください。

従業員用 (正本を紙で希望した事業主のみ)

- 2** 給与所得に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書 (納税義務者用)



横長圧着
緑色刷

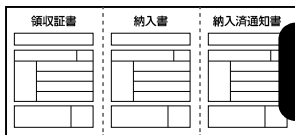
圧着をはがさず、切り離して速やかに従業員へ配布してください。

課税内容の問い合わせは、従業員本人から、通知書に記載された問い合わせ先に連絡するようお願いください。

退職・休職などの場合は、「給与所得者異動届出書」(10ページ)とともに市民税課へ返送してください。

事業主用 (希望した事業主のみ)

- 3** 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収納入書



左側結束
緑色刷

右に記載した納入場所で使用できません。

給与支払報告書(総括表)提出時に「納入書不要」にチェックをつけるなど、事前に不要の連絡をいただいていた場合は同封していません。

納入場所

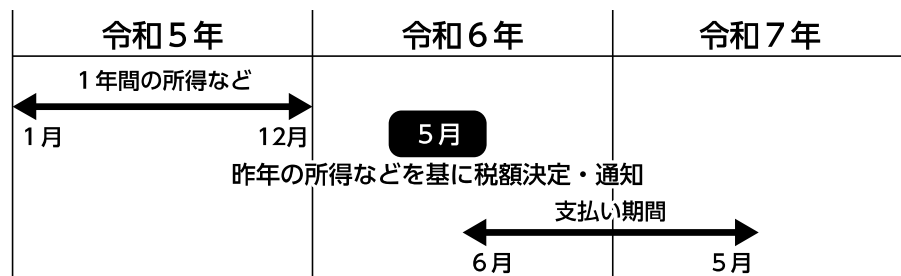
1 日本国内の店舗で納められるところ

銀行	第四北越銀行 大光銀行 みずほ銀行 三菱UFJ銀行 三井住友銀行 秋田銀行 東邦銀行 北陸銀行 きらやか銀行
信用金庫	新潟信用金庫 三条信用金庫 新発田信用金庫 加茂信用金庫
信用組合	新潟県信用組合 興栄信用組合 はばたき信用組合 協栄信用組合 巻信用組合
農業協同組合	新潟県信用農業協同組合連合会 新潟かがやき農業協同組合 新潟市農業協同組合
漁業協同組合	東日本信用漁業協同組合連合会新潟支店 ※新潟支店のみ
労働金庫	新潟県労働金庫
郵便局	ゆうちょ銀行、郵便局 ※新潟県・長野県以外で納入する場合は 17ページもご覧ください

2 新潟市納税課、区役所、出張所、連絡所

市民税・県民税(住民税)とは

市民税・県民税は、住んでいる地域の費用を能力に応じて広く分担しあう税金です。昨年1年間の所得金額などを基に計算し、税額が決まります＝**図**＝。計算方法や各種控除など詳しくは4～6ページをご覧ください。



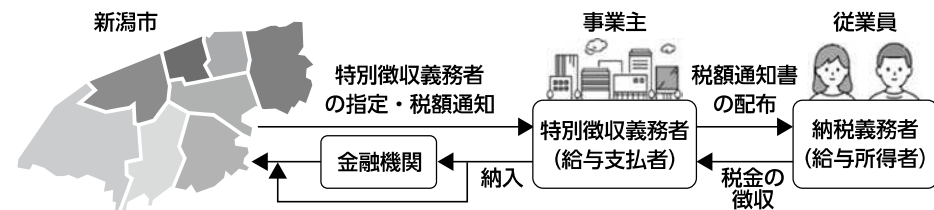
■森林環境税の導入

森林環境税は、令和6年度から賦課が始まる国税です。市民税・県民税の均等割と併せて1人年額1,000円を市区町村が賦課徴収します(5ページ参照)。なお、平成26年度から全国的な防災・減災対策事業へ活用することを目的に、均等割が1,000円引き上げされていた措置は、令和5年度をもって終了しました。

特別徴収とは

従業員(納税義務者)の市民税・県民税・森林環境税を給与天引きし、事業主(特別徴収義務者)が納める徴収方法のことです。

所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の市民税・県民税・森林環境税を特別徴収することが法律で義務付けられています。徴収・納入などへのご協力をお願いいたします。(地方税法第41条、第321条の3、319条)



特別徴収の事務

1 税額通知書の配布

事業主と従業員への税額通知書を送付しました。5月31日までに各従業員に配布してください。

すでに退職等した人については「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」(様式1、10・11ページ)を速やかに提出してください。

2 徴収及び納入

(1) 月割額の徴収

別紙「市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)」に、各従業員の月割額を記載しています。6月分の月割額は6月に支払う給与から、7月分以降の月割額は7月から翌年5月まで毎月支払う給与から順次徴収してください。

(2) 特別徴収税額の変更

従業員の特別徴収税額に変更が生じた場合は「市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の変更通知書」を送付します。その後の月割額は変更通知書に記載された額を徴収してください。

従業員の税額変更などにより、遡って減額となる場合があります。納めすぎとなった場合は、事業所または本人の口座に返金する「還付」、もしくは事業所の翌月以降の課税額に過納分を充てる「充当」で対応します。後日、照会文書を送付しますが、お急ぎの場合は市民税課特別徴収係へご連絡ください。

(3) 月割額の納入

各従業員から徴収した月割額の合計額と所要事項を同封の納入書の該当月分に記入し、**徴収した月の翌月10日まで**に左ページの金融機関等で納入してください。翌月10日が土・日曜、祝日にあたるときはその翌営業日が納期限となります。

※「納期の特例(3ページ)」の承認を受けた場合は、12月10日と翌年6月10日まで

(4) 取扱指定金融機関等(左ページ参照)(地方税法第321条の5第4項)

- ア 新潟市指定金融機関
- イ 新潟市指定代理金融機関
- ウ 新潟市収納代理金融機関に指定された銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合・漁業協同組合・労働金庫
- エ 郵便局 ※郵便局で納入する場合、17ページをご覧ください
- オ 新潟市納税課、区役所、出張所、連絡所

(5) 電子納入について

下記の電子納入を利用すると、金融機関まで出向くことなく市民税・県民税・森林環境税の納入ができます。

ご利用の際は**必ず特別徴収義務者指定番号の入力をお願いします**。入力せずに入金した場合、正しく納入されないことがあります。

電子納入により納入書が不要となった場合は、市民税課へご連絡ください。

ア 地方税共通納税システム

地方税共同機構が運営する地方税ポータルサイト「eLTAX（エルタックス）」を利用して、すべての地方公共団体へ納税を行うことができます。詳しくは18ページをご覧ください。

イ 地方税納入サービス

金融機関が行っている納税サービスです。詳細や手数料は、取引先の金融機関にお問い合わせください。

(6) 納入期限後の納入

納入期限までに完納されないときは、納入期限の翌日から納入日までの期間の日数に応じて延滞金が課せられます。

延滞金の額は、納入期限の翌日から1か月間は年7.3%、その後は年14.6%の各割合を未納税額に乗じて計算されます。未納税額は、1,000円未満の端数があるときはその端数金額を、全額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨てて計算します。

ただし、平成12年1月1日以降の年7.3%と年14.6%の割合については、地方税法で定める割合となります。特に令和3年1月1日以降は次の割合となります＝表＝。

納入期限の翌日から1か月間	延滞金特例基準割合（※）に年1%の割合を加算した割合（上限：年7.3%）
納入期限1か月経過後	延滞金特例基準割合（※）に年7.3%の割合を加算した割合（上限：年14.6%）
※延滞金特例基準割合とは 当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸与割合に年1%の割合を加算した割合	

(7) 督促状・滞納処分

納入期限までに完納されない場合、督促状を送付します。督促状を送付した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、財産差押処分を受けることがあります。

なお、退職等異動があったにも関わらず届出がない場合にも、督促状を送付することがありますので、速やかに異動届出書を提出してください。

(8) 納期の特例

給与の支払いを受ける者が常時10人未満の事業所で、「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を提出し承認を受けた場合には、給与等の支払いの際に徴収した税額を年2回に分けて納入することができます＝表＝。

給与・退職手当等の支払期間	納期限
6月～11月の支払分	12月10日まで
12月～翌年5月の支払分	翌年6月10日まで

※土・日曜、祝日の場合は翌営業日

すでに本市から承認を受けている場合は、申請書を再度提出する必要はありません。

納期の特例に関する申請書のダウンロード方法は裏表紙をご覧ください。

(注) ○滞納または納入遅延があった場合、承認を取り消すことになります。

○承認後、給与等の支払いを受ける者の人数が常時10人以上になったときは、その旨を速やかに届けてください。

○退職手当等に係る所得割額（7・8ページ）にも適用されます。

3 異動の手続き

(1) 従業員の異動

従業員に退職・休職・転勤・死亡等が生じたときは、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（様式1、10・11ページ）を作成し（書き方9ページ参照）、異動があった日の翌月10日までに市民税課へ提出してください。（地方税法施行規則第9条の24）

転勤等により引き続き特別徴収を希望する場合は、転勤先の事業所を経由して異動届出書を提出してください。

(2) 退職等による未徴収税額の一括徴収

6月1日から12月31日までに退職等した従業員の、給与から差し引けなくなった残りの未徴収税額は、普通徴収に変更して本人から直接納めていただきますが、申し出があれば一括徴収にすることもできます。

1月1日から4月30日までに退職等した従業員の未徴収税額は、本人の意思にかかわらず一括徴収しなければなりません。ただし、最後の給与又は退職手当等が未徴収税額に満たない場合には普通徴収に変更することができます。

(3) 国外転出者の未徴収税額の一括徴収

従業員が年の途中で国外転出しても、税額は変わりません。給与から差し引けなくなった残りの未徴収税額は、日本国内での最後の給与で一括徴収をお願いします。

一括徴収ができない場合は、従業員本人から納税管理人の申請等を行っていただく必要があります。

4 特別徴収に切り替える手続き

(1) 切替依頼書の提出

採用や復職などで普通徴収の従業員を特別徴収に切り替えたい場合は、「特別徴収切替依頼書」(様式2、13ページ)を作成し(書き方12ページ参照)提出してください。

納期限を過ぎた分は切り替えできません。従業員自身で納入するよう伝えてください。

65歳以上で公的年金を受給している人は、給与分の市民税・県民税・森林環境税を年度途中から特別徴収に切り替えることができません。

(2) 税額通知書の発送時期

税額通知書は原則、異動届出書や切替依頼書が市民税課へ到達した月の翌月中旬に発送します。

■通知書発送先

提出物・事由		事業所	個人(普通徴収の納入書)
異動届出書	退職など	あり	△(未納額がある場合)
	転勤	異動元・あり	なし
		異動先・あり	なし
切替依頼書		あり	なし

(3) 特別徴収を始める月

特別徴収の開始月は、原則、切替依頼書を提出した月の翌々月です。

例 8月10日に切替依頼書提出(普通徴収2期から切替希望)

→9月中旬に税額通知書が事業所に届く

→10月から特別徴収開始

(2期～4期の税額を10月～翌年5月の8カ月で分割)

5 その他

(1) 事業所の移転や名称変更等があった場合は「特別徴収義務者所在地・名称等変更届出書」(様式3、14ページ)を提出してください。

(2) 納入した金額に不足があったときは、納入書巻末の予備の納入書に、対象年月と不足金額を記入の上、納入してください(15ページ参照)。

なお、複数月分を納入するときは、合算せずにひと月ごとに納入書を作成して納入してください。

■特別徴収に切り替えできる普通徴収の納期

市民税課への切替依頼書到達日	1期	2期	3期	4期
6月30日まで	○	○	○	○
8月31日まで	×	○	○	○
10月31日まで	×	×	○	○
1月31日まで	×	×	×	○

□座振替利用者は納期限の12日前(必着)までに切替依頼書を提出してください。以降に到達した場合は、□座振替停止が間に合う納期から特別徴収に切り替えます

市民税・県民税の課税

1 納税義務のある人(地方税法第24条、第294条)
令和6年1月1日現在、新潟市内に住所を有する人

2 課税されない人

- (1) 前年中において一定以上の所得を有しなかった人
- (2) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- (3) 未成年者・障害者・寡婦・ひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の人

3 均等割も所得割もかからない人

前年中の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の人
 $31万5,000円 \times (本人(1) + 同一生計配偶者(1) + 扶養親族の数) + 10万円 + 18万9,000円$
 (18万9,000円の加算は、同一生計配偶者または扶養親族がいる人のみ)

4 所得割がかからない人

前年中の総所得金額等の合計額が、次の算式で求めた額以下の人
 $35万円 \times (本人(1) + 同一生計配偶者(1) + 扶養親族の数) + 10万円 + 32万円$
 (32万円の加算は、同一生計配偶者または扶養親族がいる人のみ)

5 税金の減免

災害等を受けたため納税が困難となり税金の減免を受けたい人は、速やかに災害等を証明する書類を添付し、「市・県民税減免・森林環境税免除申請書」を提出してください。

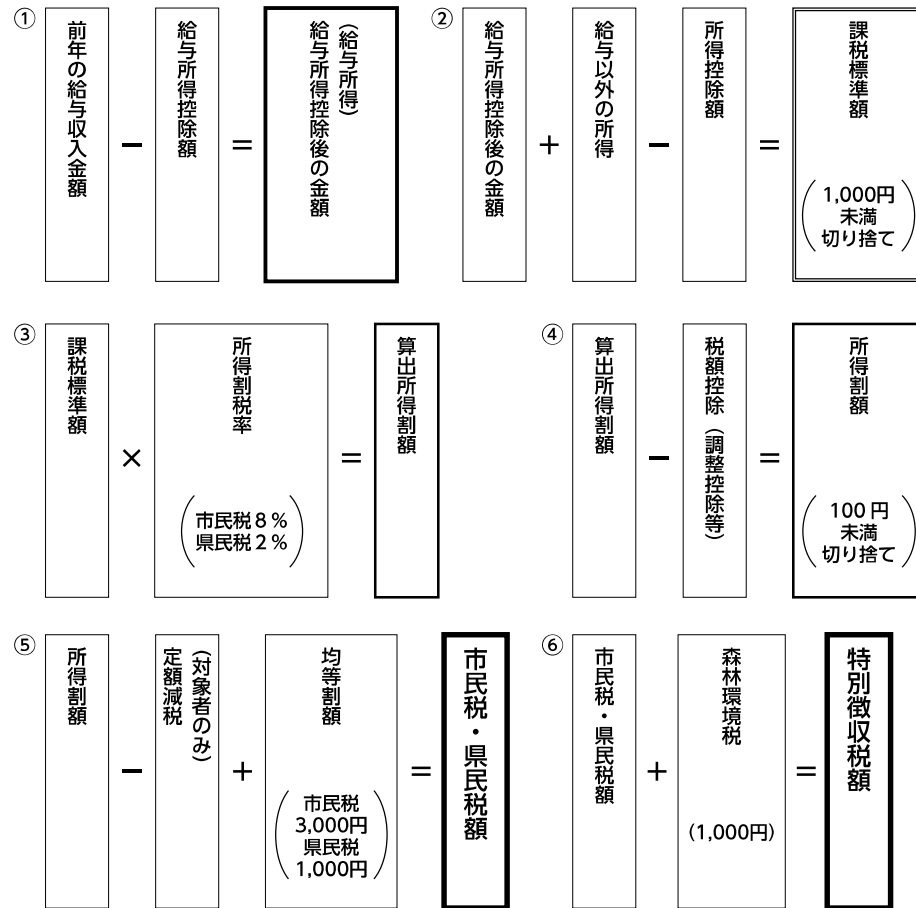
6 税額の計算

市民税・県民税の税額は、均等割額と所得割額の合計額です。所得割額は前年中の所得金額を基礎として計算されます。詳しくは5・6ページをご覧ください。

※3・4の「扶養親族」には控除対象外扶養親族(16歳未満)も含まれます

特別徴収税額の算出方法

特別徴収税額は次の順序で計算します。



令和6年度 個人住民税の定額減税を実施

定額減税対象者には、上記で算出した「所得割額」に減税を適用します。同封の税額決定通知書には減税後の金額を記載しています。個人の減税額は圧着式の税額決定通知書に記載しています。

※個人住民税が非課税または均等割のみの人、令和6年度の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円を超える人(給与収入のみの場合は2,000万円超)は同減税対象外。

詳しくは新潟市ホームページをご覧ください

控除一覧

■所得控除額

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額				
医療費控除 (限度額 200万円)	医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)				
社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除	支払った保険料の全額				
生命保険料控除	新契約	支払金額 12,000円以下のとき 12,000円超 32,000円以下のとき 32,000円超 56,000円以下のとき 56,000円超のとき	控除額 全額 支払金額の1/2+6,000円 支払金額の1/4+14,000円 28,000円		
	旧契約	支払金額 15,000円以下のとき 15,000円超 40,000円以下のとき 40,000円超 70,000円以下のとき 70,000円超のとき	控除額 全額 支払金額の1/2+7,500円 支払金額の1/4+17,500円 35,000円		
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)。一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)との選択可。					
地震保険料控除	地震保険料	支払金額 50,000円以下のとき 50,000円超のとき	控除額 支払金額の1/2 25,000円		
	旧長期契約	支払金額 5,000円以下のとき 5,000円超 15,000円以下のとき 15,000円超のとき	控除額 全額 支払金額の1/2+2,500円 10,000円		
地震保険と旧長期の両方がある場合は、その合計額(限度額25,000円)					
控除の種類に対応する配偶者の合計所得金額	控除を受ける納税者本人の合計所得額				
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者控除	48万円以下	330,000円	220,000円	110,000円	
	老人控除対象配偶者	380,000円	260,000円	130,000円	
配偶者特別控除	48万円超 100万円以下	330,000円	220,000円	110,000円	
	100万円超 105万円以下	310,000円	210,000円	110,000円	
	105万円超 110万円以下	260,000円	180,000円	90,000円	
	110万円超 115万円以下	210,000円	140,000円	70,000円	
	115万円超 120万円以下	160,000円	110,000円	60,000円	
	120万円超 125万円以下	110,000円	80,000円	40,000円	
	125万円超 130万円以下	60,000円	40,000円	20,000円	
	130万円超 133万円以下	30,000円	20,000円	10,000円	
133万円超		控除なし			
障害者控除	普通	260,000円	扶養控除	一般	330,000円
	特別	300,000円		老人	380,000円
	同居特別	530,000円		特定	450,000円
寡婦控除	260,000円	同居老親等	450,000円		
ひとり親控除	300,000円	基礎控除	納税者本人の所得金額	2,400万円以下	430,000円
勤労学生控除	260,000円			2,400万円超2,450万円以下	290,000円
				2,450万円超2,500万円以下	150,000円

■税額控除（調整控除）※合計所得金額 2,500 万円以下の場合に適用

合計課税所得金額が 200 万円以下の者		合計課税所得金額					
次の①と②のいずれか少ない額の 5%（市民税 4%、県民税 1%）に相当する金額		①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合は、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額					
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合は、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額		②合計課税所得金額					
合計課税所得金額が 200 万円超の者		合計課税所得金額					
①の金額から②の金額を控除した金額（5 万円を下回る場合は 5 万円）の 5%（市民税 4%、県民税 1%）に相当する金額（ただし、この額が 2,500 円未満の場合は 2,500 円）		①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合は、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額					
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合は、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額		②合計課税所得金額から 200 万円を控除した金額					
控除の種類	金額	控除の種類	金額				
基礎控除	50,000円	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下		
障害者控除	普通		10,000円	配偶者控除	一般	50,000円	40,000円
	特別	100,000円	老人		100,000円	60,000円	30,000円
	同居特別	220,000円	配偶者特別控除	48万円超 50万円未満	50,000円	40,000円	20,000円
寡婦控除	10,000円	50万円以上 55万円未満		30,000円	20,000円	10,000円	
ひとり親控除	父	10,000円	扶養控除	一般	50,000円	老人	100,000円
	母	50,000円		特定	180,000円	同居老親等	130,000円
勤労学生控除	10,000円						

■税額控除（配当控除）

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		2.24%	0.56%	1.12%	0.28%
外貨建等以外の証券投資信託		1.12%	0.28%	0.56%	0.14%
外貨建等証券投資信託		0.56%	0.14%	0.28%	0.07%

■税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

前年分の所得税において平成 21 年から令和 7 年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の 5%に相当する金額（97,500 円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額	取得に該当する場合は、「5%」を「7%」と、「97,500 円」を「136,500 円」として計算した金額		
ただし、居住年が平成 26 年 4 月から令和 3 年まで（地方税法附則第 61 条の規定の適用がある場合は令和 4 年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む）又は特例特別特例	①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成 19 年若しくは平成 20 年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）		
	②前年分の所得税額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）		
市民税	4 / 5	県民税	1 / 5

■税額控除（寄附金税額控除）

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の 30%を超える場合には当該 30%に相当する金額）が 2 千円を超える場合には、その超える金額の市民税は 8%、県民税は 2%に相当する金額

①都道府県、市区町村に対する寄附金（特例控除対象）
 ②新潟県共同募金会・日本赤十字社新潟県支部・都道府県・市区町村に対する寄附金（特例控除対象以外）
 ③所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として新潟県又は新潟市の条例で定めるもの
 ④特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として新潟県又は新潟市の条例で定めるもの

※ただし、①の寄附金が 2 千円を超える場合は、その超える金額に下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は 5 分の 4、県民税は 5 分の 1 に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の 20%に相当する金額を超えるときは、その 20%に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0 円以上 195 万円以下	84.895%
195 万円超 330 万円以下	79.79%
330 万円超 695 万円以下	69.58%
695 万円超 900 万円以下	66.517%
900 万円超 1,800 万円以下	56.307%
1,800 万円超 4,000 万円以下	49.16%
4,000 万円超	44.055%
0 円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0 円未満（課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

■税額控除（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

区分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3 / 5	2 / 5

■税率

	市民税	県民税
均等割	3,000円	1,000円
所得割（総合課税分）	8%	2%
森林環境税	1,000円	

退職所得に対する 市民税・県民税の特別徴収

退職者に支払われる退職手当等に対する市民税・県民税は、所得税と同様に他の所得と区分して課税されます。これを「分離課税に係る所得割」といい、退職手当等が支払われる際に支払者が税額を計算し、支払金額からその税額を徴収して市町村に納入することとされています。

(地方税法第50条の5、第328条の5)



1 納税義務者

分離課税に係る所得割の対象となる納税義務者は、退職手当等の支払いを受ける人です。ただし次の人は課税されません。

- (1) 退職手当等の支払われる年の1月1日現在、生活保護による生活扶助を受けている人
- (2) 退職手当等の支払われる年の1月1日現在、国内に住所を有しない人
- (3) 退職手当等の収入金額が退職所得控除額より少ない人
- (4) 死亡により退職した人に支給すべき退職手当等で、その人の相続人等に支給されることとなったもの

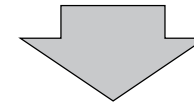
2 課税する市町村

分離課税に係る所得割を課税する市町村は、退職手当等の支払いを受ける日（通常は退職日）の属する年の1月1日現在における退職者の住所所在地です。

3 特別徴収税額の計算方法

分離課税に係る所得割額は、次により計算します。

退職手当等の区分	課税退職所得金額（1,000円未満切り捨て）
一般退職手当等の場合 ※1	$(\text{一般退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額} \times 4) \times 1 / 2$
特定役員退職手当等の場合 ※2	特定役員退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額
短期退職手当等の場合 ※3	①短期退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額 ≤ 300万円の場合 (短期退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額) × 1 / 2
	②短期退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額 > 300万円の場合 150万円 + {(短期退職手当等の収入金額 - (300万円 + 退職所得控除額)}



市・県民税の計算	
$\text{課税退職所得金額} \times 6\%$ (100円未満切り捨て) = 市民税所得割額	$\text{課税退職所得金額} \times 4\%$ (100円未満切り捨て) = 県民税所得割額

- ※1 一般退職手当等とは、退職手当等のうち、特定役員退職手当等及び短期退職手当等のいずれにも該当しないものをいいます。
- ※2 特定役員退職手当等とは、役員等としての勤続年数が5年以下である人が支払いを受ける退職手当等のうち、その役員等としての勤続年数に対応する退職手当等として支払いを受けるものをいいます。
対象となる役員は法人税法第2条第15号に規定する役員、国会議員及び地方公共団体の議会の議員、国家公務員及び地方公務員です。
- ※3 短期退職手当等とは、短期勤続年数（役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいいます。この勤続年数については、役員等として勤務した期間がある場合には、その期間を含めて計算します）に対応する退職手当等として支払いを受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。
なお、短期退職手当等は令和4年1月1日以後に支払うべき退職手当等について適用されます。

4 退職所得控除額の計算（※4）

退職所得の控除額は次のア～ウより算出してください。

ア 勤続年数が20年以下の場合……40万円 × 勤続年数

イ 勤続年数が20年を超える場合

…800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

ウ 退職手当等の支払いを受ける者が障害者となったことにより退職したと認められる場合は、ア及びイにより計算した金額に100万円を加えた金額となります。

(注) ○上記により計算した退職所得控除額が80万円未満の場合は、80万円となります。

○勤続年数に1年未満の端数がある場合は、その端数は1年に切り上げて計算します。

計算例 { 一般退職手当等の支払金額……1,750万円 } の場合
 { 勤続年数……30年 }

退職所得控除額 800万円 + 70万円 × (30年 - 20年) = 1,500万円

退職所得控除後の金額 1,750万円 - 1,500万円 = 250万円

市民税 250万円 × 1 / 2 × 6% = 7万5,000円

県民税 250万円 × 1 / 2 × 4% = 5万円

合計 12万5,000円

5 納入方法と記入のしかた

特別徴収した税額は、徴収した月の翌月10日までに同封の納入書で取扱指定金融機関等へ納入してください。

給与支払報告書等を提出する際に納入書「不要」とした事業所で、退職所得に対する市民税・県民税を納入するために納入書が必要な場合は、新潟市ホームページからダウンロードしてください（裏表紙を参照）。

納入時は、**納入書の納入金額欄の「退職所得分」、納入書裏面の「納入申告書」をそれぞれ記入**してください。

(15・16ページの「特別徴収納入書の記入のしかた」を参照)

6 その他

法人の役員に退職手当等を支払った場合は、退職所得の源泉徴収票を市民税課に提出してください。



国指定重要文化財「萬代橋」

年度の途中で退職、休職や転勤等により特別徴収（給与天引き）が出来なくなった際に提出していただく書類です

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の書き方

印かんは不要です。

特別徴収することができなくなった事由の該当番号を記入してください。

税額通知書でお知らせしました、指定番号、宛名番号を記入してください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

【提出先】〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルブル3階 新潟市財務部市民税課

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

(宛先) 新潟市長 〒XXXX-XXXX 〒XXXX-XXXX 〒XXXX-XXXX		所在地 〒XXXX-XXXX 〒XXXX-XXXX 〒XXXX-XXXX		指定番号 XXXX-XXXX XXXX-XXXX XXXX-XXXX		氏名 XXXX-XXXX XXXX-XXXX XXXX-XXXX	
フリガナ ニイガタミナト 氏名 新潟 漆 生年月日 H12年9月10日 個人番号 0000000000000000		特別徴収税額 (手取額) 60,000円 特別徴収税額 (元金) 15,000円 未徴収税額 (元金) 45,000円		勤務の事由 R6年1月1日 9月30日		給与の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 一括徴収 4. 一括徴収 5. 一括徴収 6. 一括徴収 7. 一括徴収 8. 一括徴収 9. 一括徴収 10. 一括徴収	
1. 特別徴収継続の場合 特別徴収継続の指定番号 住所 フリガナ 氏名 住所 フリガナ 氏名		2. 一括徴収の場合 1. 異動が有効 年12月31日までで、一括徴収の事由があったため 2. 異動が有効 年12月31日までで、特別徴収の事由がなくなったため 3. 死亡による異動であるため		徴収予定月日 10月9日 徴収金額 (上記(1)と同額) 45,000円		左記の一括徴収金額は、 9月分(翌月10日納入期)で 納入します。	
3. 空欄徴収の場合 1. 異動が有効 年12月31日までで、一括徴収の事由がないため 2. 死亡による異動であるため		備考欄		税額の通知は、原則、届出書が市民税課へ到達した月の翌月中旬に発送します		※用紙が不足する場合は新潟市HPからダウンロードする。又はコピーしてお使いください。徴収方法の記載がない場合は普通徴収とさせていただきます。	

給与所得者のマイナンバー(12桁)を記入してください。

退職等の後、住所を変更するときは、新住所を記入してください。

新特別徴収義務者(転勤先)に対して、すでに本市が指定番号をお知らせしている場合は記入してください。新たに特別徴収を開始する場合は、新規に○を付けてください。

新しい勤務先(転勤先)の所在地・名称等(フリガナ)を記入してください。

特別徴収税額通知書に記載された合計額を記入してください。

今までに新潟市へ納税した月と合計額を記入してください。

年税額から徴収済額を差し引いた残額を記入してください。

特別徴収継続の場合、この欄を記載の上、新たな勤務先へ送付してください。

新潟市内の納税義務者を新たに特別徴収する場合は、納入書の要否の欄内に該当番号を記入してください。

一括徴収した税額を納入する際に使用する、納入書の月を記入してください。
(例 9月分の納入書を使用→9)

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

【提出先】〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル3階
新潟市財務部市民税課

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
----	--------	--------	--------

(宛先) 新潟市長 令和 年 月 日 提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	〒		特別徴収義務者 指定番号		
		フリガナ			宛名番号		
		氏名又は名称			担当者連絡先 氏名		
個人番号 又は法人番号			個人番号の初編に当たっては、左欄を空欄とし右詰め記載		電話番号	内線 ()	
フリガナ	氏名	生年月日	特別徴収税額 (年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア) - (イ)	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
個人番号	受給者番号	1月1日 現在の住所	円	円	円	<input type="checkbox"/> 1. 退職・長期欠付 <input type="checkbox"/> 2. 退職・長期欠付 <input type="checkbox"/> 3. 退職・長期欠付 <input type="checkbox"/> 4. 退職・長期欠付 <input type="checkbox"/> 5. 退職・長期欠付 <input type="checkbox"/> 6. 退職・長期欠付 <input type="checkbox"/> 7. 退職・長期欠付 右から番号を記入 7日・理由	<input type="checkbox"/> 1. 特別徴収継続 <input type="checkbox"/> 2. 一括徴収 <input type="checkbox"/> 3. 普通徴収 (本人選択)
異動後の住所							

1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
特別徴収義務者 指定番号	所在地	法人番号	担当者連絡先 氏名 電話 内線 ()
フリガナ	氏名又は名称		受給者番号
			納入書の要否 (新規の場合のみ記載) <input type="checkbox"/> 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合		徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円	

3. 普通徴収の場合		備考欄
理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため	

税額の通知は、原則、届出書が市民税課へ到達した月の翌月中旬に発送します

1 黒のボールペンで記載してください。
2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
3 給与の支払いを受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に「1」を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
4 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、「一括徴収すること」が義務づけられています。

※用紙が不足する場合は新潟市HPからダウンロードする、又はコピーしてお使いください。徴収方法の記載がない場合は普通徴収とさせていただきます

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書

【提出先】〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル3階
新潟市財務部市民税課

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

年度 1.現年度 2.新年度 3.兩年度

(宛先) 新潟市長	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地					特別徴収義務者 指定番号						
		フリガナ					宛名番号						
		氏名又は名称					担当者連絡先	所属					
令和 年 月 日提出		個人番号 又は法人番号					氏名				電話番号	内線 ()	
給 与 所 得 者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法				
	氏名											月 年 日	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人課税)
	生年月日	年 月 日		月 年 日	月 年 日	月 年 日	1. 退職 2. 退職 3. 退職 4. 退職 5. 退職 6. 退職 7. 退職	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人課税)					
	個人番号			月 年 日	月 年 日	月 年 日	1. 退職 2. 退職 3. 退職 4. 退職 5. 退職 6. 退職 7. 退職	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人課税)					
	受給者番号			月 年 日	月 年 日	月 年 日	1. 退職 2. 退職 3. 退職 4. 退職 5. 退職 6. 退職 7. 退職	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人課税)					
	1月1日 現在の住所			月 年 日	月 年 日	月 年 日	1. 退職 2. 退職 3. 退職 4. 退職 5. 退職 6. 退職 7. 退職	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人課税)					
異動後の 住所			月 年 日	月 年 日	月 年 日	1. 退職 2. 退職 3. 退職 4. 退職 5. 退職 6. 退職 7. 退職	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人課税)						

1. 特別徴収継続の場合										
新 しい 勤 務 先	特別徴収義務者 指定番号	(新規) 法人番号				新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。				
	所在地					担当者連絡先	所属			
	フリガナ					氏名				
	氏名又は名称					電話	内線 ()			
納入書の要否 (新規の場合のみ記載) <input type="checkbox"/> 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要										

2. 一括徴収の場合										
理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため					徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。		
						月 日	円			

3. 普通徴収の場合										
理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため					備 考 欄				

税額の通知は、原則、届出書が市民税課へ到達した月の翌月中旬に発送します

※用紙が不足する場合は新潟市HPからダウンロードする、又はコピーしてお使いください。徴収方法の記載がない場合は普通徴収とさせていただきます

1 黒のボールペンで記載してください。
2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
3 給与の支払いを受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に「1」を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
4 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、「一括徴収すること」が義務づけられています。

年度の途中で普通徴収から特別徴収（給与天引き）へ変更する際に提出していただく書類です

特別徴収切替依頼書の書き方

この書類について回答できる方の電話番号、所属、担当者名を記入してください。

税額通知書でお知らせした指定番号を記入してください。新潟市で初めて特別徴収をする場合は新規に○を付けてください。

新潟市で初めて特別徴収をする場合は、納入書の要・不要に○印を付けてください。

印かんは不要です。

特別徴収切替依頼書				【提出先】〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル3階 新潟市財務部市民税課	
<small>市役所 業務印</small> <small>(宛先)</small> 新潟市長 令和〇年 7 月 Δ日 提出	<small>(特別徴収切替依頼書)</small> 給与支払者	所在地 〒XXX-△△△△ 新潟市東区〇△△ フリガナ マルマルコーポレーション 名称および代表者名 株式会社〇〇コーポレーション 電話番号 (025) XXX-XXXX 法人番号	特別徴収義務者指定番号 11111 <small>(新規) 指定番号の登録がない場合は、囲んでください。</small> 納入書 <input checked="" type="radio"/> 要 <input type="radio"/> 不要 <small>どちらかを○で囲んでください</small> 担当者連絡先 所属 経理 氏名 鈴木	<small>用紙が不足する場合は新潟市HPからダウンロードするか、コピーしてお使いください</small>	
注) 納期限の過ぎた普通徴収税額は、特別徴収できません。 普通徴収納期限 第1期 6月30日、第2期 8月31日、第3期 10月31日、第4期 1月31日 <small>※納期限が土・日曜、祝日等に当たるときはその翌営業日</small>					
特別徴収に切り替える方の住所・氏名 住所 新潟市西区△〇〇 フリガナ エチゴ ハイヤ 氏名 越後 平野		生年月日 大 昭 平 55年 6 月 1 日	特別徴収開始月 <small>(原則、依頼書提出月の翌々月からになります)</small> R6年 9 月 分 の給与から特別徴収希望	下記の項目については納税者の納税通知書をご覧ください 普通徴収の未納付分 (90,000) 円 [1 (2) 3 ・ 4] 期分から特別徴収する。 年税額 120,000 円 照会コード 506XXXX	新潟市 使用欄 <input type="checkbox"/> 口座確認
<small>※ 税額決定通知書に受給者番号(各事業所管理の職員コード等)が必要な場合は記入してください</small>		<small>※65歳以上の方の公的年金に係る税額は、給与からの特別徴収への切替はできません</small>			
特別徴収に切り替える方の住所・氏名 住所 フリガナ 氏名		生年月日 大・昭・平 年 月 日	特別徴収開始月 <small>(原則、依頼書提出月の翌々月からになります)</small> 年 月 分 の給与から特別徴収希望	下記の項目については納税者の納税通知書をご覧ください 普通徴収の未納付分 () 円 [1 ・ 2 ・ 3 ・ 4] 期分から特別徴収する。 年税額 円 照会コード	新潟市 使用欄 <input type="checkbox"/> 口座確認
特別徴収に切り替える方の住所・氏名 住所 フリガナ 氏名		生年月日 大・昭・平 年 月 日	特別徴収開始月 <small>(原則、依頼書提出月の翌々月からになります)</small> 年 月 分 の給与から特別徴収希望	下記の項目については納税者の納税通知書をご覧ください 普通徴収の未納付分 () 円 [1 ・ 2 ・ 3 ・ 4] 期分から特別徴収する。 年税額 円 照会コード	新潟市 使用欄 <input type="checkbox"/> 口座確認
備考欄 (連絡事項記入欄) 連絡事項があれば記入してください。送り状の添付は不要です。					

事業所独自の受給者番号があり、通知書にもその記載が必要な場合は記入してください。

※必須項目
提出月の翌々月以降で、給与天引きを始めた月を記入してください。

※必須項目
普通徴収の未納付分と期数を従業員に確認してください。
特別徴収に切り替えることが出来るのは納期限を過ぎていない分だけです。納期限を過ぎた分は従業員本人が納付してください。
普通徴収の納税通知書を従業員が持っている場合は、同通知書に記載されている年税額・照会コードを記入してください。

特別徴収切替依頼書

【提出先】〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル3階 新潟市財務部市民税課

市役所 受付印 (宛先) 新潟市長 年 月 日 提出	(特別徴収義務者 給与支払者)	所在地	〒 -					特別徴収義務者 指定番号	新規 指定番号の登録がない場合は、囲んでください。
		フリガナ							
		名称および 代表者名						納入書	要・不要
		電話番号	() -	※この書類について回答できる方の所属する電話番号を記入してください				担当者連絡先	所属
		法人番号						どちらかを○で囲んでください	

注) 納期限の過ぎた普通徴収税額は、特別徴収できません。 普通徴収納期限 第1期 6月30日、第2期 8月31日、第3期 10月31日、第4期 1月31日
 ※納期限が土・日曜、祝日等に当たるときはその翌営業日

住所	特別徴収に切り替える方の住所・氏名	生年月日	特別徴収開始月 〔原則、依頼書提出月の 翌々月からになります〕	下記の項目については納税者の納税通知書をご覧ください 普通徴収の未納付分 () 円 【1・2・3・4】期分から特別徴収する。	新潟市 使用欄
フリガナ	※受給者番号	大・昭・平	年 月 分	年税額	□座確認 <input type="checkbox"/>
氏名		年 月 日	の給与から特別徴収希望	照会コード	

※ 税額決定通知書に受給者番号(各事業所管理の職員コード等)が必要な場合は記入してください

※65歳以上の方の公的年金に係る税額は、給与からの特別徴収への切替はできません

住所	特別徴収に切り替える方の住所・氏名	生年月日	特別徴収開始月 〔原則、依頼書提出月の 翌々月からになります〕	下記の項目については納税者の納税通知書をご覧ください 普通徴収の未納付分 () 円 【1・2・3・4】期分から特別徴収する。	新潟市 使用欄
フリガナ	※受給者番号	大・昭・平	年 月 分	年税額	□座確認 <input type="checkbox"/>
氏名		年 月 日	の給与から特別徴収希望	照会コード	

住所	特別徴収に切り替える方の住所・氏名	生年月日	特別徴収開始月 〔原則、依頼書提出月の 翌々月からになります〕	下記の項目については納税者の納税通知書をご覧ください 普通徴収の未納付分 () 円 【1・2・3・4】期分から特別徴収する。	新潟市 使用欄
フリガナ	※受給者番号	大・昭・平	年 月 分	年税額	□座確認 <input type="checkbox"/>
氏名		年 月 日	の給与から特別徴収希望	照会コード	

備考欄	〈連絡事項記入欄〉
-----	-----------

特別徴収納入書の記入のしかた (表)

新潟県 新潟市	個人市民税 個人県民税 森林環境税
市区町村コード	領収証書 (公)
1 5 1 0 0 9	

新潟県 新潟市	個人市民税 個人県民税 森林環境税
市区町村コード	納入書 (公)
1 5 1 0 0 9	科目コード 012

新潟県 新潟市	個人市民税 個人県民税 森林環境税
市区町村コード	納入済通知書 (公)
1 5 1 0 0 9	科目コード 012

①～④と指定番号の記載がない場合、正しく納入されないことがあります。正確に記載してください。

口座番号 00680-0-960005	加入者名 新潟市会計管理者
令和6年6月分 ①	指定番号 11111

口座番号 00680-0-960005	加入者名 新潟市会計管理者
令和6年6月分 ①	指定番号 11111

口座番号 00680-0-960005	加入者名 新潟市会計管理者
令和6年6月分 ①	指定番号 11111

①：給与分の特別徴収税額を収める場合、その金額を記載してください。退職により一括徴収する場合もこの欄に記載してください。

納入金額	給与分 (一括徴収分を含む) ①	40000
	退職所得分 (裏面も記載のこと) ②	125000
	延滞金	
	合計額 ③	165000

納入金額	給与分 (一括徴収分を含む) ①	40000
	退職所得分 (裏面も記載のこと) ②	125000
	延滞金	
	合計額 ③	165000

納入金額	給与分 (一括徴収分を含む) ①	40000
	退職所得分 (裏面も記載のこと) ②	125000
	延滞金	
	合計額 ③	165000

②：退職所得に対する市・県民税を納入する場合、裏面の⑤と⑥の金額の合計金額を記載してください。

納期限	令和6年7月10日
-----	-----------

納期限	令和6年7月10日
-----	-----------

納期限	令和6年7月10日
-----	-----------

③：①と②の合計金額を記載してください。

郵便番号 951-8550 (特別徴収義務者)
住所又は所在地 新潟市中央区学校町通1番町602番地
氏名又は名称 株式会社 新潟商事

郵便番号 951-8550 (特別徴収義務者)
住所又は所在地 新潟市中央区学校町通1番町602番地
氏名又は名称 株式会社 新潟商事

郵便番号 951-8550 (特別徴収義務者)
住所又は所在地 新潟市中央区学校町通1番町602番地
氏名又は名称 株式会社 新潟商事

④：予備の納入書を使用する場合、何月分の納入分かるよう、必ず年月を記載してください。(3か所)

上記のとおり領収しました。	領収日付印
---------------	-------

上記のとおり納入します。		領収日付印
※	口	
日計	円	

※印は郵便官署において使用する欄です。

取りまとめ局 長野貯金事務センター (郵便番号 380-8794)	領収日付印
上記のとおり通知します。 (受付店→〒第4北地銀行本店→新潟市)	

(納入者保管)

(金融機関又は郵便局保管)

(新潟市保管)

特別徴収納入書の記入のしかた（裏）

裏面は退職所得に対する市・県民税が生じる場合のみ記載してください

市民税 県民税		納入申告書	
(宛先) 新潟市長		(受付印)	
①		令和6年6月25日提出	
② 令和6年6月分	人員	③	1人
退職手当等 支払金額	④	17500000	
特別 徴収 税額	市民税	⑤	75000
	県民税	⑥	50000
(特別徴収義務者)		⑦	
郵便番号 951-8550			
住所又は 所在地 新潟市中央区学校町通1番町 602番地			
氏名又は 名称 株式会社 新潟商事			
法人番号	1	2	3
	4	5	6
	7	8	9
	0	1	2
	3		
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。			

- ① 納入申告書の提出日を記載してください。
 - ② 実際に退職所得が支払われる月を記載してください。
 - ③ 退職所得に対する市・県民税が算出される人の数を記載してください。
 - ④ ③に記載された人数に対して支給した、退職手当等の金額の合計額を記載してください。
 - ⑤ ③に記載された者について算出された市民税の合計額を記載してください。
 - ⑥ ③に記載された者について算出された県民税の合計額を記載してください。
 - ⑦ 事業所の住所又は所在地と氏名又は名称を記載してください。
- ・ 個人事業主の場合は法人番号を記入する必要はありません。
 - ・ 役員等の場合は、退職所得の特別徴収票（源泉徴収票）も併せて市民税課に提出してください。

※当該ページの指定通知書はウェブページからダウンロードできません
必要な場合は新潟市役所市民税課までご連絡ください

お 願 い

特別徴収義務者におかれましては、新潟県及び長野県以外の郵便局窓口で納付する際に右の指定通知書の提出を求められる場合があります。

その際は、指定通知書に納付をするゆうちょ銀行名又は郵便局名を記入し、第1回分を納入するときにその郵便局へ提出してください。

※右上の日付は第1回分納入日を記入してください

き
り
と
り
線

※ 年 月 日

指 定 通 知 書

ゆうちょ銀行 _____ 店様

_____ 郵便局様

貴局を地方税法第41条、第319条及び第321条の5第4項の規定にもとづいて、当市の市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の取扱局に指定しましたから通知します

新 潟 市 長

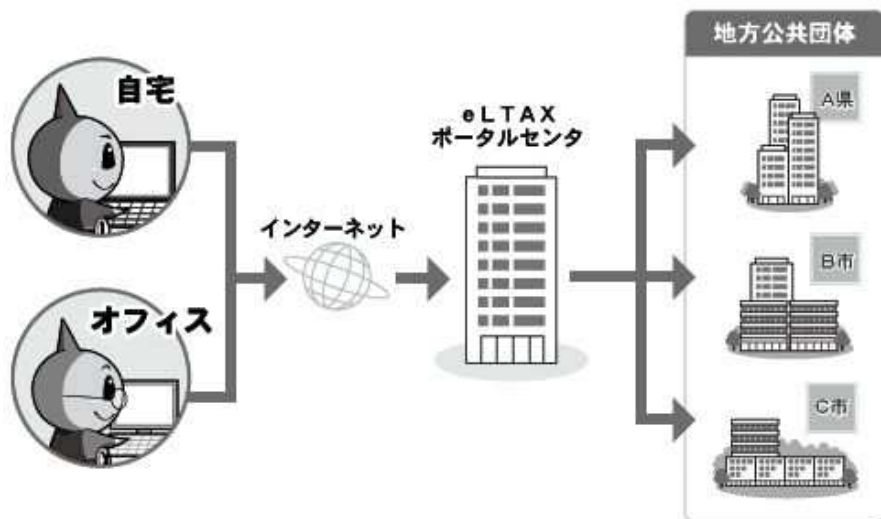


- | | |
|-----------|-------------------------------|
| 1. 口座番号 | 00680-0-960005 |
| 2. 加入者の名称 | 新潟市会計管理者 |
| 3. 取りまとめ局 | 長野貯金事務センター
(郵便番号 380-8794) |

インターネットで地方税の申告、申請、納税ができます！

エルトックス eLTAXのメリット

eLTAXは地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行なうシステムです。



1. 市役所の窓口へ行かなくても、自宅やオフィスで手続きができます。郵送する必要もなく郵便料金もかかりません。
2. 他の自治体の手続きも、同時に行うことができます。(新潟県はすべての市区町村でご利用いただけます。)
3. eLTAXのサービスは無料です。ただし、事前に用意していただくものの中には、費用がかかるものもあります。
4. 申告書の作成も、無料ソフトウェア「PCdesk」(eLTAXのホームページからダウンロードできます)で簡単にできます。また、eLTAX対応のものであれば、市販されている税務・会計ソフトウェアで作成したデータも使用できます。

次の申請等もできます！

- 給与支払報告書の提出
- 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出
- 普通徴収から特別徴収への切替申請
- 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出
- 退職所得に係る納入申告書の提出
- 納税管理人の設定

詳しくはeLTAXのホームページをご覧ください。

<http://www.eltax.lta.go.jp/>



eLTAX ヘルプデスク (月～金曜 9:00～17:00)
電話番号 0570-081-459

主な手続き

次の書類を新潟市 市民税課へ速やかに提出してください。

退職・休職などで
給与天引き
できない



採用・復職などで
給与天引きを
始めたい



給与支払報告・特別徴収に係る
給与所得者異動届出書

(10・11 ページ)

※税額通知書に記載されている人は
税額が0円でも提出が必要です

特別徴収切替依頼書

(13 ページ)

※提出月の翌々月から開始できます
例 5月提出→7月開始



事業所の
所在地や名称など
が変わった



特別徴収義務者
所在地・名称等変更届出書
(14 ページ)

※納入書はそのままお使いいただけます

※新潟市の法人市民税対象の事業所は別途書類が必要です
市民税課法人・諸税係 (電話 025-226-2249) へお問い合わせください

特別徴収の申請・届出は、インターネットを利用した「eLTAX (エルタックス)」がおすすめです。詳しくは18ページをご覧ください。

紙の様式は本誌に掲載しているほか、新潟市ホームページからもダウンロードできます。検索サイトで「新潟市 特別徴収」と検索してください。

個人住民税の定額減税

定額減税対象者は、6月分の特別徴収はありません。

詳しくは新潟市
ホームページを
ご覧ください。



よくあるご質問

お問い合わせの前にご確認ください。
お電話いただく際は「指定番号」、対象者の氏名・生年月日が分かるものをお手元にご用意ください。

Q1 「特別徴収税額の決定通知書」(特別徴収義務者用)には、どんな人が記載されているのか？

A1 同通知書には次の①と②のいずれかに該当する人を掲載しています。

①	②
1月末締切の「給与支払報告書」で、徴収区分を「特別徴収」(給与天引き)として、新潟市に提出した人	4月15日までに、「特別徴収切替依頼書」または転勤・転職による特別徴収継続で「給与所得者異動届出書」を新潟市に提出した人

市民税課に①または②を提出済みで
「特別徴収税額の決定通知書」に記載されていない場合

給与支払報告書を新潟市へ提出する際、誤って「普通徴収者分仕切紙」の下に該当者を入れて提出された可能性があります。特別徴収切替依頼書をご提出ください。

郵送の場合は、4月15日までに申請が新潟市へ届かなかつた可能性があります。6月以降に送付する「特別徴収税額の変更通知書」をご確認ください。

Q2 確定申告の内容が反映されていない

A2 申告時期によっては本通知書に内容が反映されていない場合があります。6月以降に送付する「特別徴収税額の変更通知書」をご確認ください。

Q3 市民税・県民税・森林環境税が思っていた税額と違う

A3 課税内容に不明な点がある場合は、従業員本人が市民税課へお問い合わせください。問い合わせ先は圧着式の通知書の内側に記載しています。

個人情報のため、事業所からの従業員個人の課税内容への問い合わせには回答できません。